

全国の観光地・観光産業における
観光DX推進事業

令和7年度 観光振興事業費補助金



事業説明会 5月14日(水)14:00～

令和7年5月

観光振興事業費補助金 (全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業) 事務局

本日の説明会プログラム

14:00～14:05	事務連絡	全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業事務局
14:05～14:10	挨拶	国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）付 課長補佐 益塚 真哉
14:10～14:25	事業背景・概要の説明	国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）付 専門官 両角 恵一
14:25～15:00	申請のポイント ・事業概要 ・事業区分 ・補助対象経費 ・申請様式 ・留意事項 ・よくある質問と回答 ・申請方法	全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業事務局

事務連絡

＜連絡事項＞

- ・ 録画、録音、投影資料の無断使用は禁止させていただきます
- ・ 本日の説明会の内容は、後日特設ウェブサイト上に公開します
- ・ 説明会後の問い合わせは、電話と問合せフォームで受付けます

挨拶

観光庁 参事官（産業競争力強化）付
課長補佐 益塚 真哉

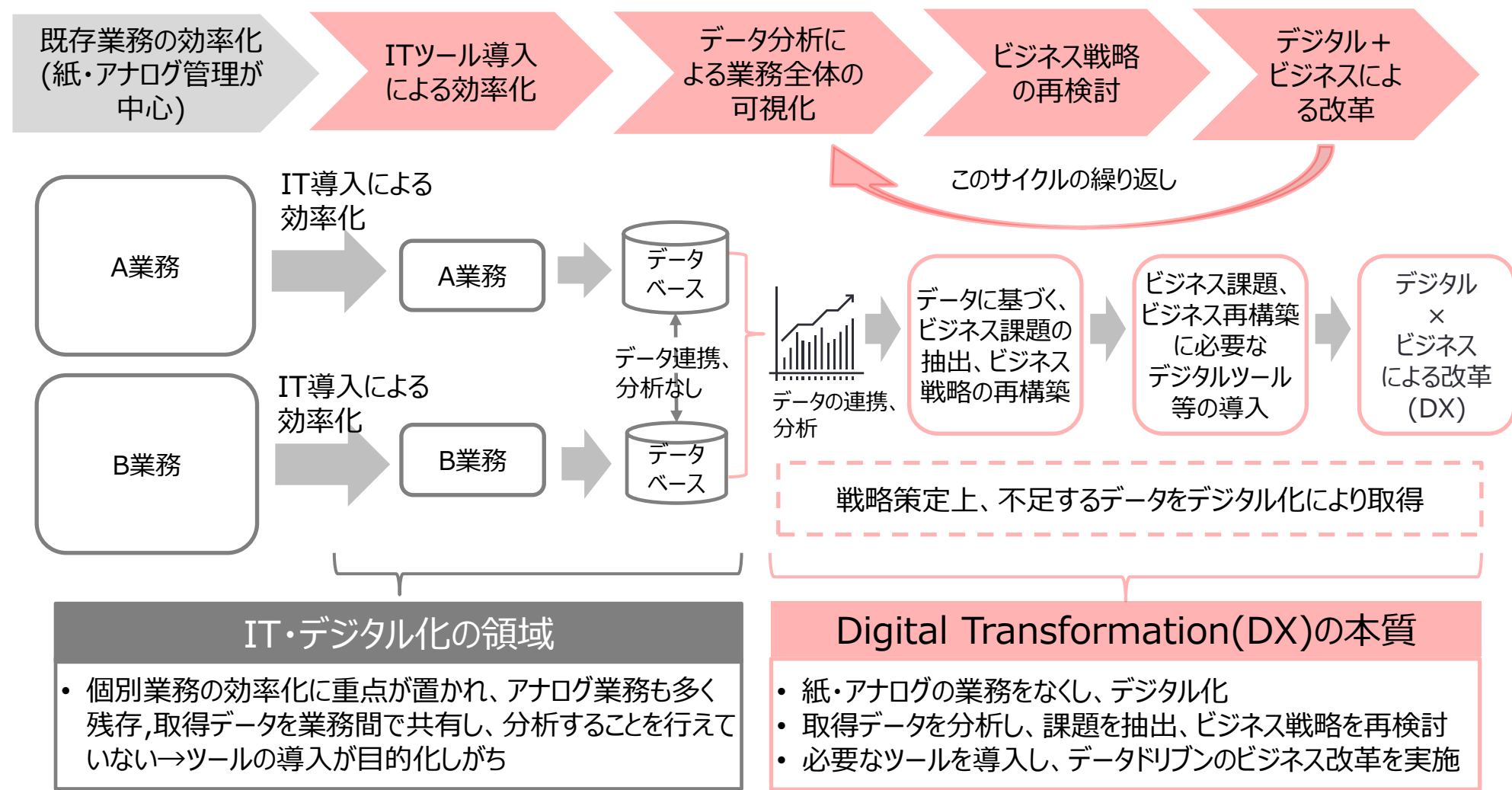
令和7年度 観光振興事業費補助金 (全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業) 説明資料

観光庁 参事官 (産業競争力強化) 付
専門官 両角 恵一

- 1. はじめに**
2. 観光DXの方向性
3. 支援内容
4. 事例紹介
5. データ活用の将来像

DX(Digital Transformation)とは

○DXとは、業務のデジタル化により効率化を図るだけでなく、デジタル化により収集可能となったデータの分析、利活用によりビジネス戦略を再検討し新たなビジネスモデルを創出する等、変革を図るものとの位置付け。



1. はじめに
- 2. 観光DXの方向性**
3. 支援内容
4. 事例紹介
5. データ活用の将来像

観光分野におけるDX推進の方向性

- 人口減少が進む我が国において、国内外との交流を生み出す観光は、地方創生の切り札。
- 観光分野のDXを推進し、旅行者の消費拡大、再来訪促進、観光産業の収益・生産性向上等を図り、稼ぐ地域を創出。
- 事業者間・地域間のデータ連携の強化により広域で収益の最大化を図ることで、地域活性化・持続可能な経済社会を実現。

旅行者の利便性向上 周遊促進

○ ウェブサイトやOTA等による情報発信の徹底とシームレスに宿泊、交通、体験等に係る予約・決済が可能な地域サイト構築による利便性向上・消費拡大



(出典: 京都観光Navi)

○ その時・その場所・その人に応じたレコメンドの提供による周遊促進・消費拡大

観光産業の生産性向上

○ 顧客予約管理システム (PMS)の導入徹底による情報管理の高度化、経営資源の適正な配分



(出典: 旅館陣屋)

○ PMSやOTA等で扱うデータの仕様統一化による連携の促進

○ 地域単位での予約情報や販売価格等の共有 (API等によるデータ連携) によるレベニューマネジメントの実施、収益向上

観光地経営の高度化

○ デジタル化・DXに係る方針を盛り込んだ観光地経営の戦略策定

○ 旅行者の移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティング (CRM)による再来訪促進、消費拡大



(出典: 気仙沼クルーカードアプリ)

○ DMP (データマネジメントプラットフォーム)の活用による誘客促進・消費拡大

観光デジタル人材の育成・活用

○ 観光地域づくりを牽引する人材に必要な知識・技能の修得に向けた産学連携の抜本強化によるリカレント教育の推進

○ 観光地域づくり法人 (DMO) 等を中心とした地域における観光デジタル人材の育成・活用支援 (外部の専門家派遣に加え、プロパー人材の新規採用を含めた支援策の強化等)



(出典: DMO)

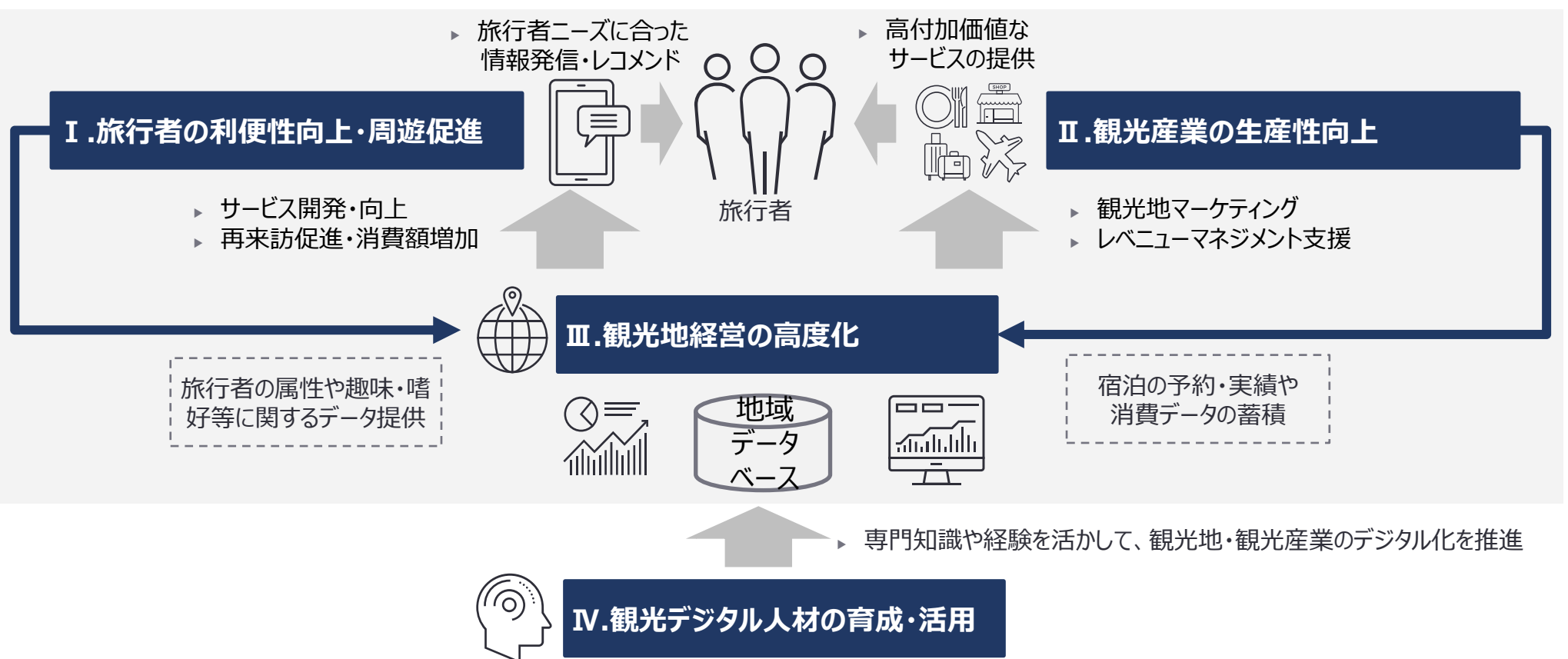
事業者間・地域間のデータ連携の強化により、広域で収益を最大化

⇒ 地域活性化・持続可能な経済社会を実現



観光分野におけるDX推進の意義

- 人口減少が進む我が国において、国内外との交流を生み出す観光は、地方創生の切り札。
- 観光分野のDXを推進し、旅行者の消費拡大、再来訪促進、観光産業の収益・生産性向上等を図り、稼ぐ地域を創出。
- 事業者間・地域間のデータ連携の強化により広域で収益の最大化を図ることで、地域活性化・持続可能な経済社会を実現。
- 観光地・観光産業においては、連携により効果の最大化を図る領域と、地域の特性や地域内の事業者の状況に合わせて個別に創意工夫する領域とを見極めつつ推進することが重要。



1. はじめに
2. 観光DXの方向性
- 3. 支援内容**
4. 事例紹介
5. データ活用の将来像

事業目的・背景・課題

- インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を実現するため、DXの推進を通じた、コンテンツの販路拡大、予約・在庫管理の最適化による収益・生産性向上に加え、観光地経営の高度化による地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進等を図る必要がある。
- 持続可能な観光地域づくりに向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。

事業内容

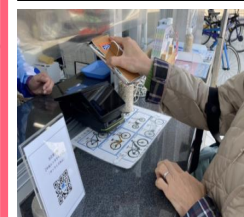
- ①観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上等に向けた支援
観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化やレベニューマネジメント推進等による観光産業の収益・生産性向上に向けた地域一体でのデジタルツール導入を支援。
- ②専門人材による伴走支援
DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援を実施。
- ③データを活用した地域活性化モデル
旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータをDMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデルを創出する。
- ④観光地域づくり法人（DMO）の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル
訪日外国人旅行者の地方誘客を促進するため、登録DMOがインバウンドデータ等を収集、分析してDMOの経営戦略策定につなげる基礎的で汎用的なモデルを創出する。

事業スキーム

事業形態：①②間接補助事業(①上限1,500万円、補助率1/2、②定額(上限800万円))、③④直轄事業
補助対象・請負先：①②国→民間事業者(事務局)→DMO・地方公共団体・民間事業者等、③④民間事業者(コンソーシアム)
事業期間：令和6年度～

事業イメージ

デジタルツールの導入支援



キャッシュレス
決済

体験・アクティビティ
予約・在庫管理

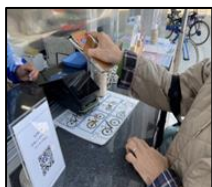
専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

1. 観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化

観光事業者等に対して、旅行者の利便性向上に資する宿泊・交通・体験等に係るオンライン予約・キャッシュレス決済の活用推進を通じたコンテンツの販路拡大や旅行者の再来訪・周遊促進に資するマーケティング強化の取組を支援



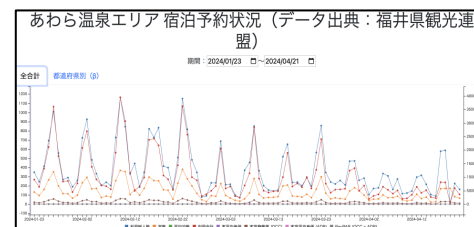
体験・アクティビティの予約・在庫管理
キャッシュレス決済

・デジタルツール導入に係る費用の支援

(例) 直販及び地域サイト(予約・決済が完結するものに限る) 構築ツール、デジタルチケット、キャッシュレス決済端末等の導入に係るソフト・ハード費用

2. 観光産業の収益・生産性向上

自社ウェブサイトにおける予約・決済の完結の推進やそのデータを活用したレベニューマネジメント推進による適切な価格の設定等を通じた、収益・生産性の向上を支援



レベニューマネジメントを通じた収益向上

・デジタルツール導入に係る費用の支援

(例) PMS(顧客予約管理システム)、宿泊予約システム、レベニューマネジメント等の導入に係るソフト・ハード費用

3. 専門人材による伴走支援

DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

・専門人材にかかる費用の支援

(例) 旅行者の利便性向上・周遊促進(地域サイト、デジタルマップ等)、観光産業の収益・生産性向上(PMS・レベニューマネジメント等)、観光地経営の高度化(CRM・DMP等)に取り組む事業に対する専門人材の派遣に伴う人件費

○間接補助事業

- ・観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化
- ・観光産業の生産性向上
上限1,500万円、補助率1/2

- ・専門人材による伴走支援
上限 800万円、定額補助

○補助対象

- ・国→事務局→DMO・地方公共団体・民間事業者等

○公募時期

- ・2025年4月16日(水)～6月6日(金)

1. はじめに
2. 観光DXの方向性
3. 支援内容
- 4. 事例紹介**
5. データ活用の将来像

レンタサイクルを基軸としたしまなみ海道活性化事業

概要・成果

観光アプリ等の提供を通じて、オンラインにてレンタサイクルの予約手続きの完結、貸出業務のデジタル化、支払いのキャッシュレス化を図り、旅行者の利便性向上と観光産業の生産性の向上を両立した。また、個人の属性や現在位置等に応じたレコメンドの提供を通じて、旅行者の周遊促進を図り、消費の拡大につなげた。

① オンライン予約・貸出・キャッシュレス対応

- ・ レンタサイクルの予約機能をアプリで提供し、手続きをデジタル化・キャッシュレス化。貸出業務を約2分短縮し効率化
- ・ システムで予約・在庫を一括管理することで、各ターミナルでの自転車配置を最適化

○ Before

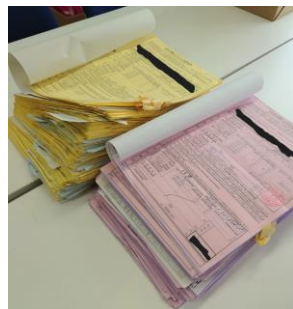
しまなみ海道レンタサイクル使用申込書
Shimanami Kaido Rent-a-cycle Application Form

利用同意項目以下のとおり自転車の使用を申し込みます。
[After agreeing to the user terms, I will apply for a rent-a-cycle as follows.]
使用者が複数名いる場合は、利用同意事項等を他の利用者に説明し、同
[In case the multiple users, the representative user must explain the user terms to them]
(一社)しまなみジャパン代表理事 様

【申請者】 ☐ 本人確認済 (運転免許証等)

使用者(代表者) [representative user]	country:	携
住 所 [address]		自

紙の申込み



現金で決済・紙で領収

○ After

ご利用の車種を選択してください

クロスバイク 在庫: ○

1日 3,000円
貸出: 全拠点OK
返却: 全拠点OK

5台 ⇅

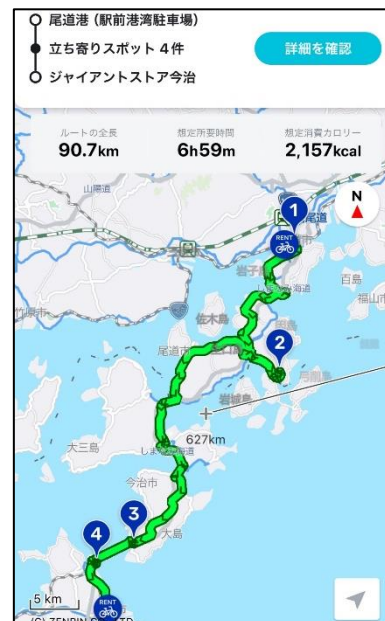
オンラインの即時予約・車種指定



QRコード受付・キャッシュレス決済

② 消費拡大

- ・ スマートフォンアプリやオンライン予約等の提供により、旅行者の利便性が向上したことで、**レンタサイクルの料金の改定後も貸出台数の維持と売上増加を達成**
→**単月の売上は約45.6%増**
- ・ 時刻・位置情報・走行距離・走行時間に応じてPUSH通知や音声で観光情報を案内し、周遊促進による消費の拡大



旅程の作成及び周辺の飲食店や施設の案内



概要・成果

地域の多様なコンテンツをシームレスな地域サイトへ集約し、生成AIによる趣味・嗜好に基づくレコメンドや多言語対応で販売することで、**旅行者の利便性を向上させ地域の消費拡大**に取り組んだ。また、蓄積した予約・決済等の**オープンデータ化**を通じて、**地域事業者によるデータに基づく経営判断やマーケティング等による経営の高度化**を実現した。

①コンテンツの販路拡大

- 生成AIレコメンドにより、旅行者の趣味・嗜好に基づいたコンテンツを多言語で提案し、地域サイトで予約・決済を完結させることにより、昨年度の入込客数は横ばいにもかかわらず、対前年売上約2倍（約1,100万円）を達成



- 地域サイトにコンテンツを集約することで、予約・売上状況が一元的に把握可能なため、優先して打つべき施策の判断が容易に。データを活用することでこれまで売上実績のなかった7コンテンツが新たに売れた。

②オープンデータの活用

- 旅行者属性やアンケートの収集、イベントデータや人流データ等を地域事業者へオープンデータとして共有することで、データに基づいた経営等に取り組むDMOや地域事業者の好事例を創出



ダッシュボード

事例①コンテンツ造成

アンケートや口コミ等を掛け合わせることで、雲仙の強みを活かしたナイトコンテンツの提供が滞在期間の延長につながるという仮説をたて、コンテンツを造成。データに基づく販売時期・価格の検討により200万円の売上につながった

事例②新規参入の促進

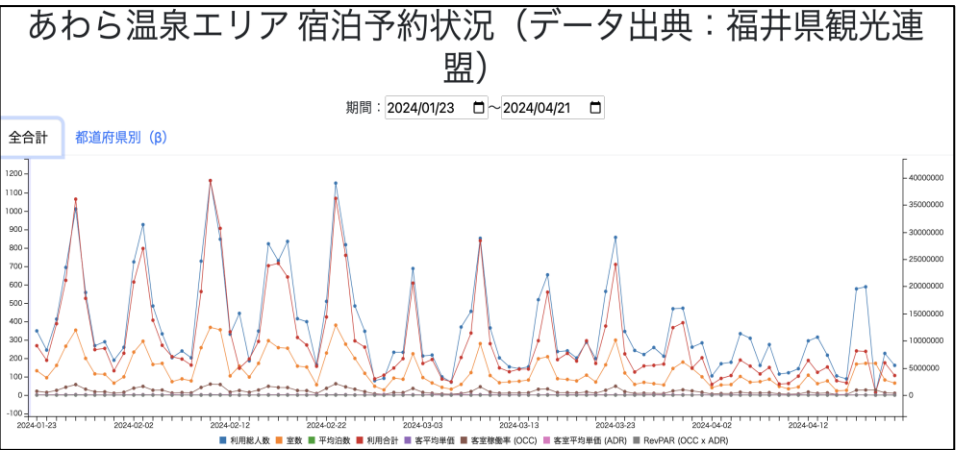
アンケート等のデータからエリア毎の旅行者ニーズや市場規模を可視化することで、地域内事業者の供給を促進。新たに民泊事業者に参加したケースでは、イベント・人流データを基に高い稼働率が見込める営業日を設定することで収益向上に取り組んだ

概要・成果

DMPを通じて、地域の宿泊・人流等のデータを集約、宿泊エリア別の予約単価・人数・成約部屋数を可視化し、データに基づいた仕入れや人員手配の最適化に取り組んだ。また、旅行支援等のクーポン決済金額を可視化し、地域事業者にオープンデータとして公開することで、消費喚起等の施策の立案に取り組んだ。

①地域消費の最大化

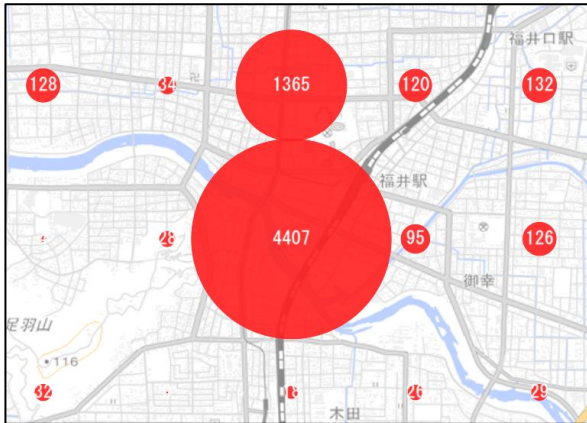
- あわら温泉・小浜・福井駅前等の複数エリアで、宿泊施設の予約単価・人数等のデータを収集、オープンデータとして公開し、地域消費の最大化に取り組んでいる
 - 小売：仕入れ・人員手配の最適化
 - 宿：ダイナミックプライシングの実施



・能登半島地震発生後の消費喚起への対応
 令和6年1月6～8日の宿泊施設の予約が▲23%減少したことを踏まえ、県独自の宿泊支援の対象を北関東から全国に拡大し、消費を喚起（ふくいdeお得キャンペーン）

②データを活用したマーケティング施策の立案

- 旅行支援等において発行されたクーポンの決済金額を期間・性別・年代・用途等を踏まえて可視化し、消費喚起策を推進



場所ごとの、利用されたクーポンの合計金額

- 県内のPOSデータ
766,984件・合計売上金額1,272,925,408円
 を収集・分析し、商品ラインナップの検討や新規商品開発に活用。売上増加に寄与

順位	商品名	順位	商品名
1	五月ヶ瀬	6	松岡軒 羽二重餅
2	五月ヶ瀬 メイショローズ	7	北菓白えびピーバー
3	夢工房 職製堅韌餅バラエティ	8	米又 福井の水ようかん
4	新珠 絹小町羽二重生サブレ	9	タキタ 北陸限定から揚げせんべい
5	甘泉堂 羽二重餅	10	甘泉堂 羽二重ちょこ包み

福井駅前エリア・お菓子売れ筋TOP10

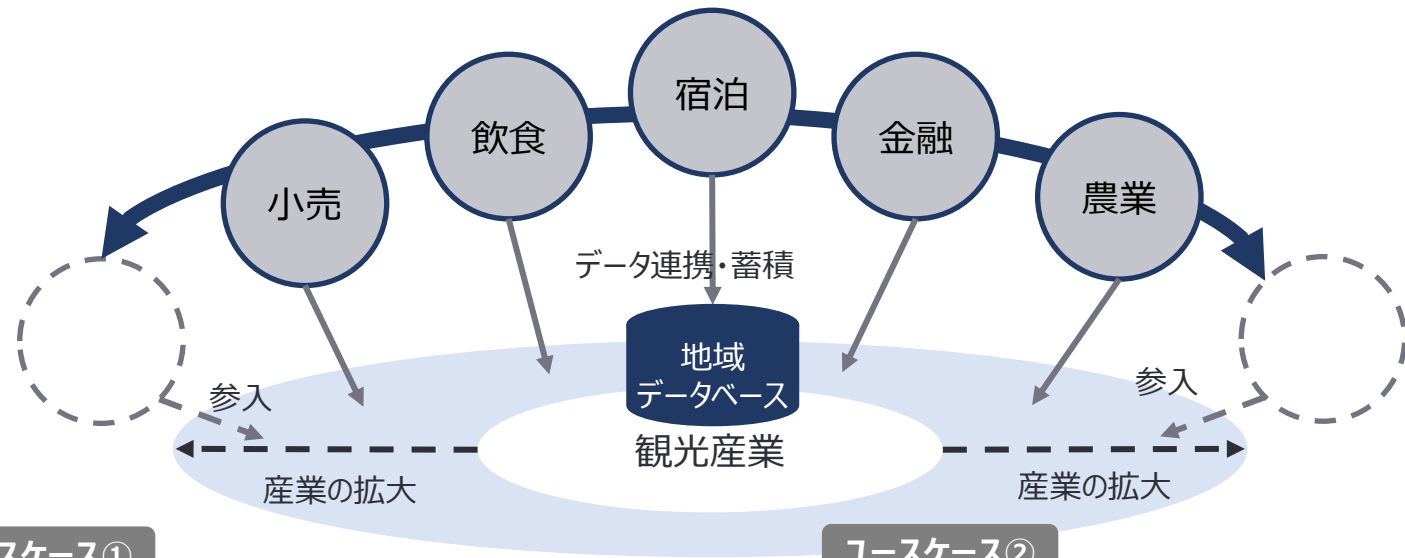
1. はじめに
2. 観光DXの方向性
3. 支援内容
4. 事例紹介
- 5. データ活用の将来像**

新たな産業の参入に向けた観光地のデータ活用

- 観光DXを契機に、地域に他の産業を含めたデータが集積されることで、地域インフラとしてのデータベースが実現し、事業者間・地域間でのデータ連携、外部からの投資等によるイノベーションにより、地域活性化・持続可能な経済社会を実現することが重要。

観光DXで
推進される
地域のデー
タベース

- ▶ すそ野の広い観光産業に、新たな産業が参入することで、観光産業を中心とした重要な地域インフラとなる可能性を持つ
- ▶ 観光地が持つデータのオープン化を通じて、産業・企業・スタートアップ等の新規参入を促すイノベーションの中心になる可能性を持つ



新たな産業
の参入イ
メージ

ユースケース①

地域(DMO等)によるデータ戦略により、
域内事業者の供給増を促進

- ▶ 地域(DMO等)が地域内の宿泊人数を3年後に1.5倍に引き上げを計画
- ▶ それに加え、域内事業者との合意形成により、域内の農産品の調達率を1.3倍引き上げを模索
- ▶ 農業関連事業者も、DMOと一体となり、域内調達率1.3倍の引き上げを見込み、生産能力も1.3～1.5倍に引き上げを調整

ユースケース②

市場規模の把握等により、
異業種や外部からの投資を誘発

- ▶ 地域内の市場の状況が可視化されることから、観光による地域の市場の拡大を把握(例：過去3年で2倍の成長)
- ▶ 地域の取組に賛同し、新たな事業機会を模索した新規参入事業者にとって、市場規模がある程度可視化され、旅行者の流入状況がわかれば、投資しやすい環境に

本日の説明会プログラム

14:00～14:05 事務連絡 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業事務局

14:05～14:10 挨拶 国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）付
課長補佐 益塚 真哉

14:10～14:25 事業背景・概要の説明 国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）付
専門官 両角 恵一

14:25～15:00 **申請のポイント** 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業事務局

- ・ 事業概要
- ・ 事業区分
- ・ 補助対象経費
- ・ 申請様式
- ・ 申請方法
- ・ 留意事項
- ・ よくある質問と回答

1. 事業概要

本事業では、補助内容に応じて3つの事業区分があります

本事業の目的・全体像

本事業の目的	本事業は、インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を創出することで各地に観光の恩恵を行きわたらせることを目的に、以下の事業に要する経費に対して、費用負担を軽減するため、当該経費の一部を補助することにより、地域一体での持続可能な観光地域づくりを達成することを目的とします。
--------	--

稼げる地域・稼げる産業の創出

観光地の販路拡大・マーケティング強化	観光産業の収益・生産性向上	専門人材による伴走支援
区分概要 消費拡大に向けた観光地の多様なコンテンツの販路拡大やマーケティング強化を実現するために必要なデジタルツールを含む設備投資に要する経費を支援 補助対象事業者 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会および観光事業者等 補助内容 補助率1/2 補助上限額1,500万円	区分概要 観光産業のレベニューマネジメント等の推進による収益・生産性向上を実現するために必要なデジタルツールを含む設備投資に要する経費を支援 補助対象事業者 宿泊事業者 補助内容 補助率1/2 補助上限額1,500万円	区分概要 DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等における専門人材の伴走支援を受けるための経費を支援 補助対象事業者 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会および観光事業者等 補助内容 補助率 定額 補助上限額800万円

予定する事業スケジュールは以下のとおりです

スケジュール

フェーズ	期日	対応事項等
計画申請	令和7年4月16日（水）	計画申請（事業計画の提出）受付開始。メールに提出書類を添付し、提出してください
	令和7年5月15日（木） 13:00	特設ウェブサイト計画申請フォームを開設。 5月15日（木） 13:00以降に計画申請をする場合は、特設ウェブサイトから参加申込し、事務局からメールで送られてくる案内に従って特設ウェブサイトのマイページにログインの後、計画申請フォームから計画申請を行ってください ※ 5月15日（木） 13:00までにメールで計画申請した事業者は、参加申込は不要です
	令和7年6月3日（火） 17:00	参加申込受付締切
	令和7年6月6日（金） 17:00	計画申請受付締切
計画採択		観光庁及び事務局において事業計画を審査のうえ、審査結果を通知します。 採択となっても、この時点では、まだ補助事業に着手すること（契約・納品・発注先への支払い等）はできません
交付申請	計画採択後、1か月以内	採択の通知を受けた補助対象事業者（以下「採択事業者」という）は、交付申請フォームから交付申請を行ってください
交付決定	交付申請後、30日以内	事務局にて交付申請を審査のうえ、採択事業者に対して交付決定を通知します。交付決定の通知を受けた採択事業者（以下「補助事業者」という）は、交付決定の通知を受けた後、補助事業を実施することができます
補助事業実施	交付決定後～	補助事業者は、交付決定を受けた事業計画に基づき、補助事業を実施します
完了実績報告	令和7年12月19日（金）	補助事業者は、補助事業終了後、完了実績報告フォームから完了実績報告を行ってください
補助額の確定		事務局にて完了実績報告を審査のうえ補助事業者が受け取ることが出来る補助額を確定し、通知します
補助金請求	令和8年2月6日	補助額の確定の通知を受け取った後、補助金請求書を提出してください
補助金交付		補助金請求書に基づき、事務局から銀行振込にて補助金を交付します

2. 事業区分

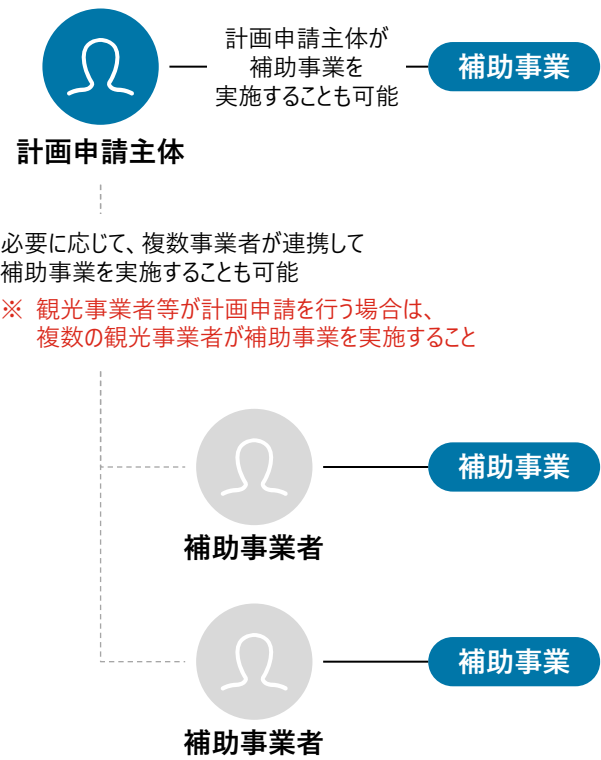
(1) 観光地の販路拡大・マーケティング強化

「観光地の販路拡大・マーケティング強化」は、地域一体での取組みである必要があります。 複数事業者が連携して補助事業を実施することも可能です

「観光地の販路拡大・マーケティング強化」の区分概要

- 消費拡大に向けた観光地の多様なコンテンツの販路拡大やマーケティング強化を実現するために必要なデジタルツールを含む設備投資に要する経費を支援します。
- 観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化に資する地域一体でのデータ活用に向けたデジタルツールの導入に係る事業が補助対象となります。

補助事業実施体制イメージ



計画申請主体	- 計画申請主体とは、補助事業を実施しようとする補助対象事業者（補助事業者として補助事業を実施することができる者）をとりまとめ、計画申請する者を指します - 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等および観光事業者等が、計画申請主体として補助事業を計画申請することができます - 計画申請主体が、補助事業者として補助事業を実施することも可能です
補助対象事業者	- 補助対象事業者とは、補助事業者として補助事業を実施することができる者を指します。事業計画の採択の後、交付申請していただきます - 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等および観光事業者等が、補助事業者として補助事業を実施することができます - 採択後、補助事業者が変更となることは認められませんのでご注意ください
要件	以下のすべてを満たす必要があります。 - 計画申請にあたって、本事業により導入するデジタルツールを通じた、地域一体でのデータ活用に向けた具体的な計画・将来ビジョン（誰が、どのような場面において、どんなデータを、どのように活用するのか等）を検討すること - 観光事業者等が計画申請を行う場合は、複数の観光事業者が補助事業を実施すること - 補助事業者に、反社会的勢力と関係する者が含まれていないこと

「観光地の販路拡大・マーケティング強化」は、地域一体でのデータ活用に向けたデジタルツールの導入に係る事業が補助対象となります

補助対象事業例

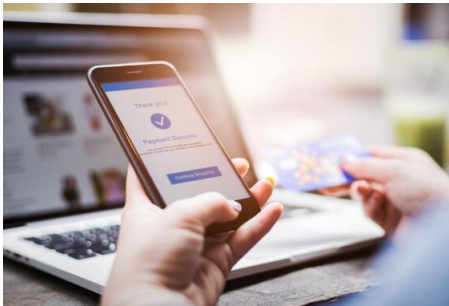
観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化に資する地域一体※でのデータ活用に向けたデジタルツールの導入に係る事業が補助対象となります。

※ 地域一体とは、地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等または観光事業者等が同一地域内の複数事業者を取りまとめ、連携するものを想定

※ 地域の範囲については、市区町村単位であること等の制限はありませんが、地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進等を目的に、地域関係者が連携する取組である必要があります。

補助対象となるデジタルツール例

以下のデジタルツールは一例です。本事業の趣旨に合致するデジタルツールであれば、補助対象となります。



直販及び地域サイト構築ツール
(予約・決済が完結するものに限る)

- ・ 観光アプリ
- ・ 地域サイト等での多言語翻訳・情報発信ツール
- ・ デジタルマップ
- ・ クーポン配布
- ・ スタンプラリー
- ・ POSシステム
- ・ CRM（顧客管理システム）



デジタルチケット

- ・ DMP（データマネジメントプラットフォーム）
- ・ マーケティングツール
- ・ 口コミ・レビュー管理ツール
- ・ アクセス解析ツール
- ・ データ可視化ツール
- ・ レポートツール
- ・ 生成AI（サービスとして既に提供されているものに限る） 等



キャッシュレス決済端末

2. 事業区分

(2) 観光産業の収益・生産性向上

「観光産業の収益・生産性向上」は、補助対象事業者となる宿泊事業者が単独で計画申請することが可能です

「観光産業の収益・生産性向上」の区分概要

- ・ 観光産業のレベニューマネジメント等の推進による収益・生産性向上を実現するために必要なデジタルツールを含む設備投資に要する経費を支援します。
- ・ 観光産業の収益・生産性向上に資するデータ活用に向けたデジタルツールの導入に係る事業が、補助対象事業となります。

—— 補助事業実施体制イメージ ——



補助対象事業者	・ 補助対象事業者とは、補助事業者として補助事業を実施することができる者を指します ・ 宿泊事業者が、補助事業者として補助事業を計画申請、補助事業を実施することができます ※ 旅館業法に規定する許可を受けた者としてします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者、また、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む者は補助対象事業者となりません。 ※ 補助事業を実施する宿泊施設の所有者と運営者が異なる場合においては、宿泊事業者でない者も、当該宿泊施設を所有又は運営する宿泊事業者と運営委託関係又は賃貸借関係等にある場合に限って、補助対象事業者になり得ます。ただし、補助事業を実施する宿泊施設の所有者又は運営者のどちらかが旅館業法に規定する許可を受けていることが必要です。
要件	以下のすべてを満たす必要があります。 A) 次の①又は②のいずれかに該当すること ① 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度の登録を受けた事業者、または同制度の登録申請をした事業者。 ② ①の登録または登録申請はしていないが、金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である事業者 B) 計画申請にあたって、本事業により導入するデジタルツールを通じた、データ活用に向けた具体的な計画・将来ビジョン（誰が、どのような場面において、どんなデータを、どのように活用するのか等）を検討すること

「観光産業の収益・生産性向上」は、宿泊事業者における観光産業の収益・生産性向上に資するデータ活用に向けたデジタルツールの導入に係る事業が補助対象となります

補助対象事業例

観光産業の収益・生産性向上に資するデータ活用に向けたデジタルツールの導入に係る事業が補助対象となります。

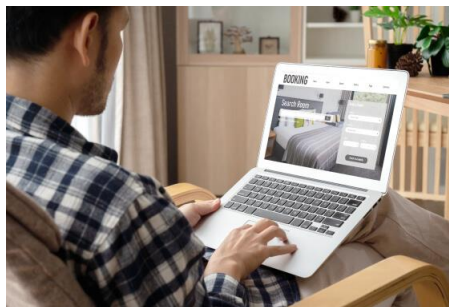
補助対象となるデジタルツール例

以下のデジタルツールは一例です。本事業の趣旨に合致するデジタルツールであれば、補助対象となります。



PMS(顧客予約管理システム)

- ・ CRM（顧客管理システム）
- ・ MA（マーケティングオートメーション）ツール
- ・ 自動チェックイン機
- ・ スマートロック・カードロック
- ・ キャッシュレス決済端末
- ・ PMS（顧客予約管理システム）オプション



レベニューマネジメント

- ・ 清掃管理システム
- ・ 在庫管理システム
- ・ 客室IoT（照明/空調コントロール等）
- ・ エネルギー管理システム（EMS）
- ・ オーダーシステム
- ・ 生成AI（サービスとして既に提供されているものに限る）等



宿泊予約システム

2. 事業区分

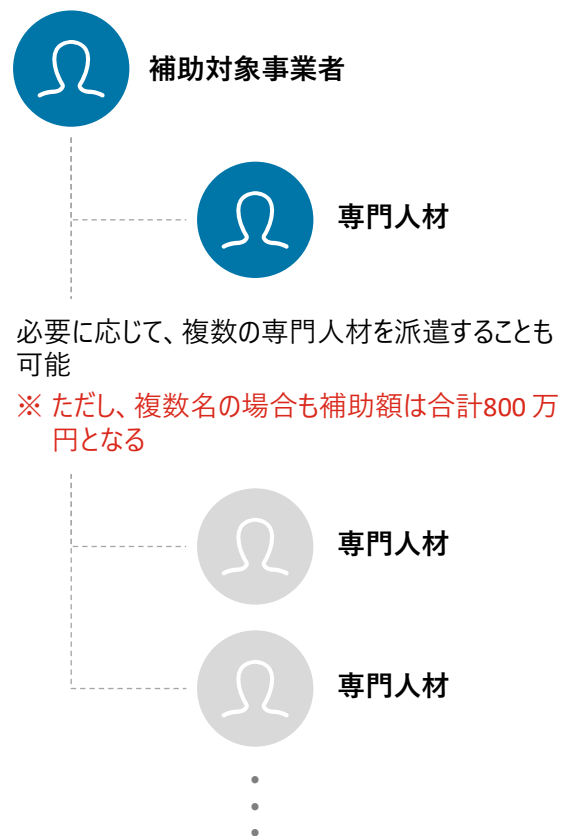
(3) 専門人材による伴走支援

「専門人材による伴走支援」では、観光DXに関する専門人材の伴走支援にかかる経費を支援します。複数の専門人材を派遣することも可能です

「専門人材による伴走支援」の区分概要

- ・観光DXに関する計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等における専門人材の伴走支援にかかる経費を支援します。
- ・補助対象事業者における、上記に係る事業に対する専門人材の派遣が補助対象となります。

補助事業実施体制イメージ



補助対象事業者	・補助対象事業者とは、補助事業者として補助事業を実施することができる者を指します。事業計画の採択の後、交付申請していただきます ・地方公共団体※、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等および観光事業者等が、補助事業者として補助対象事業を実施することができます ※観光協会等とは、主な活動として地域における観光振興等の事業を実施しており、地域貢献に資する公的な取り組みを行っている公共性が高い事業者とします。
補助対象事業	補助対象事業者における、以下に係る事業に対する専門人材の派遣が補助対象となります ・観光DXに関する計画の策定 ・旅行者の利便性向上や観光産業の生産性向上等に資するデジタルツールの導入 ・旅行者の利便性向上や観光産業の生産性向上等に向けたデジタルツールの導入後の活用
専門人材の要件	上記の補助対象事業を推進することを目的として、以下を参考にして、適切なノウハウやスキルを有する人材を、補助対象事業者が自ら選定してください ・旅行者の利便性向上・周遊促進（地域サイト、デジタルマップ等） ・観光産業の収益・生産性向上（PMS・レバニーマネジメント等） ・観光地経営の高度化（CRM・DMP等） 等 ※補助対象事業者及び派遣する専門人材に、反社会的勢力と関係する者が含まれていないことをご確認ください。また、本事業以外で既に補助対象事業者に勤務している人材は補助の対象外となります

3. 補助対象経費

事業区分ごとの補助対象経費は、以下のとおりです

補助対象経費

事業区分ごとの補助対象経費は以下のとおりです。

公募要領に記載している事業目的・内容や補助対象事業等を参考に、事業計画を作成してください。

事業区分	補助対象経費	備考
(1) 観光地の販路拡大・マーケティング強化	観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化に資する地域一体でのデータ活用に向けた、ソフトウェア、クラウドサービス、ハードウェア等の導入に要する経費	月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（ハードウェアのレンタル・リース料、ソフトウェアのサブスクリプション販売形式、クラウドサービスの利用料等）は、最大2年分の費用が補助対象となります。 ただし、前払いが可能で、完了実績報告時までには支払いが完了するものに限りします。
(2) 観光産業の収益・生産性向上	観光産業のレベニューマネジメント等の推進による収益・生産性向上を実現するために必要なソフトウェア、クラウドサービス、ハードウェア等の導入に要する経費	
(3) 専門人材による伴走支援	本事業の目的に合致する事業の実施に要する、以下に係る専門人材の派遣に伴う人件費 ・観光DXに関する計画の策定に対する伴走支援（企画書・設計書等の作成等を含む） ・旅行者の利便性向上や観光産業の生産性向上等に資するデジタルツールの導入に対する伴走支援 ・旅行者の利便性向上や観光産業の生産性向上に向けたデジタルツールの導入後の活用に対する伴走支援	—

以下に掲げる経費は、補助対象外経費となります。
計画申請にあたっては以下に掲げる経費を事業費に含めないようご注意ください

補助対象外経費

(1) 観光地の販路拡大・マーケティング強化 (2) 観光産業の収益・生産性向上

- ・ 補助事業に直接関係のない経費
- ・ 事業期間外（交付決定前、完了実績報告後）に発生する経費
- ・ 補助事業者の経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料及び保険料等）
- ・ 故障、老朽化した設備及び備品の単なる更新に要する経費
- ・ 資金調達に必要となった利子
- ・ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）から別途補助金が支給されている場合
- ・ 恒久的な施設の設置、用地取得等、補助事業の範囲に含まれない経費
- ・ 中古設備の購入費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品（例：テレビ、事務用のパソコン、ディスプレイ、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機及びWi-Fi機器等）の購入費（補助事業で導入するシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる物品購入費は補助対象経費に含む）
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ・ 振込手数料及び収入印紙等の設備購入に要する手数料等
- ・ その他事業と無関係と思われる経費 等

(3) 専門人材による伴走支援

- ・ 本事業の目的に沿わない専門人材の対応経費等
- ・ 専門人材の派遣費用以外の経費
- ・ 事業期間外（交付決定前、完了実績報告後）に発生する経費
- ・ 補助事業における資金調達に必要となった利子
- ・ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）から別途補助金が支給されている経費
- ・ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ・ 振込手数料及び収入印紙等
- ・ その他、補助事業に直接関係のない経費 等

4. 申請様式

観光地の販路拡大・マーケティング強化、観光産業の収益・生産性向上において提出が必要な書類は以下のとおりです

申請様式（1/2）

	観光地の販路拡大・マーケティング強化	観光産業の収益・生産性向上
提出必須	【様式1】事業計画書（観光地の販路拡大・マーケティング強化） ※電子申請システム上の計画申請フォームで入力いただく項目	【様式1】事業計画書（観光産業の収益・生産性向上） ※電子申請システム上の計画申請フォームで入力いただく項目
	見積書・相見積書	見積書・相見積書
必要に応じて提出	ツールの概要、カタログ等	ツールの概要、カタログ等
		財務状況が分かる資料
		旅館業法上の営業許可証の写し
	【様式2】業者等選定理由書 ※見積書が1社の場合のみは提出必須	【様式2】業者等選定理由書 ※見積書が1社の場合のみは提出必須
	財務状況が分かる資料 ※地方公共団体以外が計画申請主体となる場合提出必須	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」登録申請受付メールの写し ※補助要件Aのうち①に該当し、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に未登録の場合、提出必須
	宿泊施設の運営委託関係又は賃貸借関係等を示す証跡	【様式3】有価証券報告書の写し・観光施設における心のバリアフリー認定制度取得計画表または認定証の写し ※補助要件Aのうち②に該当する場合、提出必須
任意提出	その他、申請内容を補足する参考資料	その他、申請内容を補足する参考資料

専門人材による伴走支援において提出が必要な書類は以下のとおりです

申請様式（2/2）

専門人材による伴走支援	
提出必須	【様式1-1】調査票_基本情報 ※電子申請システム上の計画申請フォームで入力いただく項目
	【様式1-2】調査票_スケジュール・実施体制
	【様式1-3】調査票_事業内容・専門人材の詳細 ※様式1-1の一部項目を抜粋・再構成
	【様式1-4】調査票_補助対象経費内訳 ※様式1-1の一部項目を抜粋・再構成
	【様式2】専門人材の同意書
	推奨様式_補助対象経費算定根拠 ※提出様式は任意ですが、本様式の使用を推奨しています

いずれの申請においても、各様式・書類の準備にあたっては公募要領や、様式内の記載例、記載方法をよくご確認ください。

5/15(木)より電子申請システムからの申込を受け付けます。すべての申請の様式1は電子申請フォームへ変更しております。

なお、「専門人材による伴走支援」においてはフォーム化に伴い、様式1-3,1-4は、様式1-1の一部項目を抜粋・再構成しています。

書類の提出にあたっては、以下の事項にご注意ください

提出書類に係る注意事項

見積書の項目は経費の詳細が分かるように詳細の記載をしてください

見積書・相見積書の提出にあたっては、可能な限り「一式」のようなまとめた表現が用いられていないことを確認してください。
また、相見積書が取得できず、【様式2】業者等選定理由書を提出する場合は、選定理由を具体的に記述するようにしてください。

書類の提出方法は提出時期により異なります

令和7年4月16日（水）～5月15日（木）13時の間に申請を行う事業者においては、メールに提出書類を添付し提出してください。
令和7年5月15日（木）13時～6月3日（火）17時の間に申請を行う事業者においては、特設ウェブサイトから参加申込し、事務局からメールで送られてくる案内に従って特設ウェブサイトのマイページにログインの後、計画申請フォームから計画申請を行ってください。

提出書類の記入漏れ、提出漏れにご注意ください

申請する事業区分や申請者要件により、提出書類は異なります。
ご自身の事業区分や該当要件をよくご確認の上、漏れのないように必要な書類を揃えてください。

5. 留意事項

留意事項は以下のとおりです。公募要領の「重要説明事項」も、併せてご確認ください

留意事項

同一の事業について、国費を財源とする他の補助金を併用することはできません

- 同一の事業について、国が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複して交付を受けることはできません。
- 都道府県、市区町村等が実施する補助事業についても、国費を財源としている場合は併用ができません。詳細は、当該補助事業を実施する都道府県、市区町村等にお問い合わせください。

本事業で取得した所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります

- 単価50万円 (税抜き) 以上の機械装置等の購入等、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の交付を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

留意事項は以下のとおりです。公募要領の「重要説明事項」も、併せてご確認ください

留意事項

補助対象経費は、原則として税抜きで申請いただく必要があります

- 原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。
- ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。
 - ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
 - ② 免税事業者である補助事業者
 - ③ 簡易課税事業者である補助事業者
 - ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者
 - ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者
 - ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社等からの調達分がある場合は、取引価格から利益相当額を控除した金額を補助対象経費としてください

利益排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社または個人等から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）を、利益排除の対象とします。

- ① 補助事業者自身（自社）
- ② 補助事業者の関係会社（下記③を除く）
- ③ 補助事業者（法人の場合は補助事業者の株主）の親族又は親族が所有する会社

※ 利益排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。

※ 親族の範囲は、民法第725条で定義されている六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に準じて判定してください。

区分	利益排除の方法
① 補助事業者の自社調達	原価をもって補助対象額とします
② 補助事業者の関係会社（③を除く）からの調達	<パターンA：取引価格が原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合> 取引価格をもって補助対象額とします
③ 補助事業（法人の場合は補助事業者の株主）の親族又は親族が所有する会社からの調達	<パターンB：上記によりがたい場合> 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います

■ 第三者への再委託の扱い

- ・ 親族又は親族が所有する会社との取引の全部又は一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先からの見積書、契約書、請求書、再委託先への支払証憑等の提出を求めることがあります。
- ・ この場合、再委託先との取引は、事業（精算）完了期限までに支払いを含めてすべての取引を完了させる必要があります。

■ 経費の見積書での扱い

- ・ 関係会社等から調達を受ける場合は、交付申請額の算出に用いる経費の見積書（2者以上）は、関係会社等を除いて2者以上の見積もりを提出してください。（見積書の提出は交付申請時）

「専門人材による伴走支援」において補助対象経費とする人件費については、消費税、源泉徴収、時間単価上限の取扱い等、以下の点に留意してください

人件費の取扱い

項目	取扱い	備考
①消費税	・ A.時間単価×B.直接作業時間で算出される、（交通費と宿泊費を除いた） <u>人件費については税込の金額とし、課税事業者等においてはこの計算式の金額から消費税を引いた額が補助金申請額となる</u>	・ 免税事業者等においては、税込で申請が可能
②源泉徴収	・ 個人への支払いを行う場合、支払側が源泉徴収を行う必要があるが、 <u>源泉徴収額については補助対象とする</u>	・ 支払相手方が法人の場合は源泉徴収が不要
③時間単価上限	・ 時間単価算出の際、 <u>前年度収入を基にした計算を行った結果、時間単価が謝金規定の上限額（¥11,500）を超える場合においては、時間単価¥11,500を補助対象の上限とする</u>	-

専門人材の伴走支援では、人件費に関するお問い合わせを多くいただいているため、5/9に人件費については、公募要領、様式、よくある質問等を一部、改変しております。詳しくは、お知らせより内容をご確認ください。 <https://kanko-dx-hojo.go.jp/news/127/>

6. よくある質問と回答

観光地の販路拡大・マーケティング強化 ／ 観光産業の収益・生産性向上

令和7年度 観光振興事業費補助金 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

更新日：2025年5月9日

①観光地の販路拡大・マーケティング強化,②観光産業の収益・生産性向上 編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	①観光地の販路拡大・マーケティング強化	応募条件	計画申請主体と補助対象事業者が異なる場合、計画採択後に、補助事業を実施する補助対象事業者を変更することは可能か。	計画採択後、連携して補助事業を実施する補助事業者を変更することはできない。
2	事業全体	①観光地の販路拡大・マーケティング強化	応募条件	地域サイト等を導入する事業において、計画採択後、コンテンツとなる地域内の宿泊プランや体験プラン等を登録する事業者（＝補助対象事業者には該当しない）は変更することが可能か	計画採択後に宿泊や体験プラン等を登録する事業者（＝補助対象事業者に該当しない）については、一部変更・追加が生じた場合でも、軽微な範囲であれば可能である。
3	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	グランピングや民泊を経営する事業者は計画申請することが可能か。	グランピング施設については、旅館業法上の営業許可を得ている施設であれば、対象となる可能性がある。別途、要件があるので、詳細は公募要領を確認すること。 また、民泊については旅館業法の許認可に該当しないため、補助条件を満たし得ません。詳細は観光庁ホームページを確認すること。
4	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」とは何か。	経営力・収益力の向上を目指す全ての宿泊事業者を対象に、宿泊事業者が宿泊施設の高付加価値化に向けた経営を行っていく上での指針として、観光庁が具体的な取組事項やその目的、経営上のメリット等について分かりやすく示すために作成したガイドラインである。詳細は観光庁ホームページをご確認すること。問い合わせ、申請にあたっては宿泊施設の所在地を所管する地方運輸局等まで連絡すること。
5	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」における「高付加価値経営旅館等」または「準高付加価値経営旅館等」への登録は、計画申請時点で登録が完了している必要があるか。	計画申請時点で「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」への登録までは必須ではないが、計画申請時点で登録申請をしていること、事業完了後の完了実績報告時までに登録済みであることが必要である。
6	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	補助事業を実施できる施設数に制限はあるか。	補助事業は、宿泊施設ごとではなく宿泊事業者ごとに実施することとなる。そのため、1事業者1,500万円（補助額）の範囲内であれば、補助事業を実施する宿泊施設数に制限はない。
7	事業全体	②観光産業の収益・生産性向上	応募条件	宿泊施設の所有者と実質的な営業者が異なる場合、宿泊施設の所有者と実質的な営業者のどちらから申請すればよいのか。	宿泊事業者でない者も、当該宿泊施設を所有又は運営する宿泊事業者と運営委託関係又は賃貸借関係等にある場合に限って、補助対象事業者となることが可能である。原則として、補助対象事業者（＝申請主体）は、以下の条件を満たす必要がある。 ・本事業に要する経費を負担し、本事業によって取得する設備等の資産を保有・管理すること またその場合、申請にあたって両者の関係を示す証拠（賃貸借契約書、運営委託契約書等）が必要となるので留意すること。個別に事情がある場合は事務局に問い合わせること。

参考：<https://kanko-dx-hojo.go.jp/#faq>

専門人材による伴走支援

令和7年度 観光振興事業費補助金 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

更新日：2025年5月9日

③専門人材における伴走支援 編

No.	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	補助対象事業者以外に派遣される人材についても、申請可能か。	不可である。補助対象事業者における業務に従事する場合に限る。
2	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	専門人材を見つけられない場合は、どのように対応すればよいか。	補助対象事業者が自ら専門人材を見つけられない場合は、計画申請前に事務局に個別に相談してほしい。ただし、事務局による人材紹介は、専門人材の候補者による本事業への参画を保証するものではない。なお、専門人材による補助対象事業者への支援については、補助対象事業者が専門人材から同意を得る必要がある。（【様式2】専門人材の同意書を利用してほしい。）
3	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	本事業を活用して複数の専門人材を派遣することは可能か。	可能である。ただし、複数名の場合も補助額は合計800万円である。
4	事業全体	③専門人材の伴走支援	応募条件	補助対象事業者と専門人材との間で、直接雇用関係を結んで事業を実施することは可能か。	不可である。本事業では雇用関係は結ばず、人材の派遣という形式で専門人材による伴走支援を実施する必要がある。なお、具体的な態様について疑義が生じる場合は、事務局に個別に相談してほしい。
5	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	専門人材は常駐でないと補助対象にならないのか。例えば、補助対象事業者の事務所等で、補助対象事業に従事することが月に1回程度でも対象となるか。	補助対象事業者の事務所等への訪問頻度について、月何回以上というように一律に定めることはしていない。本事業の目的に照らして個別具体的に判断する。
6	事業全体	③専門人材の伴走支援	補助対象の要件	テレワーク等により移動を伴わずに、専門人材が補助対象事業の業務に従事する場合でも補助対象となるか。	テレワーク等による移動を伴わない場合についても補助対象になり得るが、申請者において適切な稼働管理を行っていただくことを前提とし、本事業の目的に照らして個別具体的に判断する。
7	事業全体	③専門人材の伴走支援	対象費用	必ず交付申請の際に申請した移動経路を利用しなければならないのか。	申請時の移動経路を利用することを原則とするが、経済的・合理的な理由があり、軽微な変更であれば、異なる経路を利用する際に要した経費についても補助対象として認め得るため、事務局に個別に相談してほしい。

参考：<https://kanko-dx-hojo.go.jp/#faq>

7. 申請方法

5月15日13時から電子申請システムのリリースに伴い特設ウェブサイトを更新します。 最新の公募要領や様式をご確認ください。

特設ウェブサイト概要

観光DX 令和7年度 観光振興事業費補助事業

HOME 公募内容 お知らせ 申請様式 よくあるご質問 採択者一覧 お問い合わせ 公募申込 マイページ

全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

令和7年度 観光振興事業費補助金

2025.05.15 システム 電子申請システムによる計画申請提出のご利用を開始しました。

観光地・観光産業におけるDX推進のためのデジタルツール導入等を支援します

「観光地の販路拡大・マーケティング強化/観光産業の収益・生産性向上」に資するデジタルツールの導入支援やDX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施します。

OVERVIEW

公募内容

公募要領

- (1)観光地の販路拡大・マーケティング強化、(2)観光産業の収益・生産性向上
- 公募要領(販路拡大・マーケティング強化/収益・生産性向上)
- (3)専門人材による伴走支援
- 公募要領(専門人材による伴走支援)

受付期間

2025年4月16日(水)～6月6日(金)17:00まで

参加申込: 6月3日(水)17:00まで

申請方法

電子申請システムより申請を行っていただきます。
すでに参加申込をしアカウントの取得が済みの方はログインにアクセスし、申請入力フォームに必要事項の入力し、申請書等をアップロードして計画申請を行ってください。
アカウント未取得の方は参加申込でアカウントを取得していただく必要があります。
計画申請を送付すると、登録メールアドレス宛に事務局より計画申請受付メールが届きますのでご確認ください。
申請内容の確認及び審査を順次進めさせていただきます。
なお、申請内容に関して追加の確認や不備のご連絡を事務局から差し上げる場合がございます。
詳細は計画申請先送をご確認いただき申請をお願いいたします。

DETAILS

支援概要

01 観光地の販路拡大・マーケティング強化

対象者
地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会等および観光事業者等

補助対象となるデジタルツール例

- 観光及び地域サイトリニューアル (予約・決済が実装するものに限る)
- デジタルチケット
- キャッシュレス決済機能等

申請様式を詳しく見る

02 観光産業の収益・生産性向上

対象者
宿泊事業者

補助対象となるデジタルツール例

- 業務改善ツール
- 業務効率化ツール
- 業務自動化ツール

支援対象となる取り組み例をご紹介します。

公募に関するお知らせを随時情報を発信します。
説明会等の申し込み案内や開催後のアーカイブ動画を閲覧いただけます。

DOCUMENTS

申請様式

計画申請ガイド

- 計画申請書引き
- 説明会資料
- 電子申請システムご利用マニュアル(計画申請)

01 観光地の販路拡大・マーケティング強化

※【様式1】事業計画書の内容は、申請フォームでの入力項目になります。下書き等にご活用ください。

申請フォーム項目【様式1】事業計画書(観光地の販路拡大・マーケティング強化)をダウンロード

※【様式2】観光振興事業費補助金申請書(観光地の収益・生産性向上)をダウンロード

一括ダウンロード

申請書類の様式をダウンロードしてご利用ください。

よくあるご質問にて、不明点等ご確認いただけます。問題が解消されない場合は、メールまたはお電話にてお問い合わせください。

5月15日13時から「参加申込（申請アカウント登録）」の受付を開始します。
登録後、事務局が確認し電子申請システムのアカウントを発行いたします。

申請アカウント 登録方法

特設ウェブサイトの「参加申込」ボタンをクリックして、「計画申請用アカウント登録」画面に進み必須項目を入力して送信してください。

※同じアカウントで複数の事業区分の申請が可能です。

事務局にて登録内容を確認後、アカウントを発行いたします。「計画申請用アカウント発行・パスワード登録のご連絡」メールを送信しますので、メールに記載のパスワード登録URLをクリックしてください。

メールに記載の「アカウントID」を入力してパスワードを登録してください。登録完了画面から電子申請システムのマイページにログインして申請してください。

マイページから申請入力フォームへの情報登録・必要書類を添付して申請ください。

申請方法

電子申請システムのマイページにログインし、申請書類の様式をダウンロードのうえ書類を作成いただき、申請入力フォームへの情報登録・必要書類を添付して申請ください。

公募期間の終了は、6月6日(金) 17:00までが受付期間です。



全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

アカウントID 申請用アカウントIDを入力してください

パスワード パスワードを入力してください

パスワードを忘れた

こちらのサイトは全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業の事業者と事務局の権利共有のサイトとなります。
ログイン情報につきましては、事務局より関係者へのみご連絡させていただきます。

パスワードの再入力

アカウントIDと登録したパスワードを入力して、電子申請システムのマイページにログインしてください。



全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

お知らせ

お知らせはありません

計画申請

※同一の計画に基づく補助対象事業者ならびに補助事業は、別々の申請ではなく、一つの申請フォームでまとめて申請いただきますよう、よろしくお願いたします。

(1)観光地の販路拡大・マーケティング強化

(2)観光産業の収益・生産性向上

(3)専門人材の伴走支援

ダッシュボードから計画申請ができます。



観光地の販路拡大・マーケティング強化計画申請フォーム (1/3)

計画申請にあたっての確認事項

本事業計画が採択された場合、計画の内容等について、別途同意の上、事例として公表することは可能ですか

☐ 事業者名の公開、事業内容の公開ともに可

☐ 事業者名の公開は不可だが、事業内容の公開は可

☐ 事業者名の公開、事業内容の公開ともに不可

※協力機関です。同意によって採否を決定するものではありません。

①計画を申請する事業者

事業者名

※例) 株式会社〇〇〇、など会社名の場合は正式名称を入力してください

基礎情報

組織形態

☐ 地方公共団体

☐ 観光地づくり法人(DMO)

☐ 観光協会等

☐ 観光事業者等

代表者

役職

氏名

※5月15日(木)13:00以降は、マイページ内の申請入力フォームから電子申請にて提出いただける予定です。必要事項に入力・作成書類を添付して申請ください。

推奨環境（os・ブラウザ）

推奨環境

Windows Google Chrome™の最新の安定バージョン
macOS Apple® Safari®の最新の安定バージョン

すべてのブラウザに関する推奨事項と要件

すべてのブラウザに対して、JavaScript、Cookie、TLSを有効にする必要があります。
各種ファイルをダウンロードいただく際には、PDFを使用したファイルをご用意しております。
ご利用のためには、Adobe Readerが必要になります。

申請書類に関するファイル形式

ご提出いただく申請書類には、Microsoft Excel（エクセル）、Word（ワード）、PowerPoint（パワーポイント）の
ファイル形式がございます。編集できるソフトをあらかじめご用意ください。

お問い合わせ

観光振興事業費補助金(全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業)事務局

FAQ等、特設ウェブサイトの掲載情報をご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください

メールでのお問い合わせ

特設ウェブサイトの問い合わせフォーム

(<https://kanko-dx-hojo.go.jp/contact/>)

からご連絡ください

お電話でのお問い合わせ

0570-030008

※電話でのお問い合わせの対応時間は、9:30～
17:00（土日祝日及び年末年始を除く）です。